

さかつる

水だより

第5号
2012年秋冬号



マスコットキャラクター
さかつるちゃん

～水道と下水道のはなし～

お風呂やトイレなどで使用された**水道水**は、**下水道**が整備されている処理区域内であれば**下水道管**へと流れていきます。このように**水道**と**下水道**は深いつながりがあるので、一体的なものと思われがちです。しかし、**水道法**の所管が厚生労働省であるのに対し、**下水道法**の所管は国土交通省であったりと、実はさまざまな違いがあります。そこで、さかつるの**水道**と**下水道**ではどのような違いがあるのか、その一部をご紹介します。

会計制度について

税金で経費をまかなう「一般会計」に対し、原則お客さまにお支払いいただく使用料で事業に必要な経費をまかなう水道や下水道は「特別会計」と呼ばれています。ただし、下水道においてはまだ普及率が低いため、経費の一部を一般会計から繰り入れているのが現状です。また、同じ「特別会計」でも会計処理方式には右図のような違いがあります。

なお、お客さまには手続きにおける利便性向上のため、水道料金と下水道使用料を一緒にお支払いいただいておりますが、水道と下水道では受益者（使用者）が異なることもあり、公平性が失われることのないよう会計処理は明確に区分されています。

特別会計

使用料で経費をまかなう

さかつる水道

地方公営企業法の適用あり
(水道事業は必ず適用)

公営企業会計方式

公営企業会計方式には、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上、資産の有効活用など経営面で大きなメリットがあります。

さかつる下水道

地方公営企業法の適用なし
(下水道事業は任意適用)

官公庁会計方式
(一般会計方式)

地方公営企業法の適用には、専門知識の修得だけでなく一般会計からの繰入れ基準の厳格化など、事業運営上クリアしなければならない課題もありますが、近い将来下水道事業においても一部地方公営企業法の適用が義務付けられ、公営企業会計方式となる予定です。

使用料の法律的な性格について

お客さまにお支払いいただいている「水道料金」と「下水道使用料」には、法律的に次のような違いがあります。この違いにより、実務上の取扱いはそれぞれ異なるものとなっています。

水道料金

水道料金は、お客さまへの水の供給に対する対価です。法律的な位置付けは、地方自治法に定められている「公の施設（浄水場や配水本管などの水道施設）の使用料」とともに、水道の使用は水道を使用したいお客さまの申込みと水道企業団の承諾によって成立する私法上の契約であるため、民法の適用を受ける**私法上の債権**になります。

下水道使用料

下水道使用料は、「公の施設の使用料」である点で水道と同じですが、下水道が整備されると、その地域の住民は下水道法の定めにより使用を義務付けられ、（税金と同じように）その使用料を賦課徴収されるという性格を持つ**公法上の債権**になります。

親子水道教室を実施しました

去る8月17日に親子で水道水の水源である河川やダムについて学習する「親子水道教室」を実施しました。

33組80名の親子にご参加いただき、荒川上流に位置する浦山ダム（秩父市）の見学や埼玉県立川の博物館「かわはく」（寄居町）での学習などを行い、水の使用量が増える夏休み期間に、水と触れ合っ楽しみながら水の大切さなどについて理解を深めていただきました。



「かわはく」でのウォーターアスレチック



貯水槽(水タンク)の所有者・管理者の方へお知らせします!

貯水槽を適正に管理しましょう!

水道企業団では、安心・安全なおいしい水をお届けするため、水道水の水質検査を行っています。しかし、いくら安全な水をお届けしてもマンションなどに設置されている貯水槽が汚れていては、ご家庭の水の安全を確保できません。貯水槽の所有者・管理者の方は、適正な管理をお願いします。

○貯水槽の清掃を行っていますか?

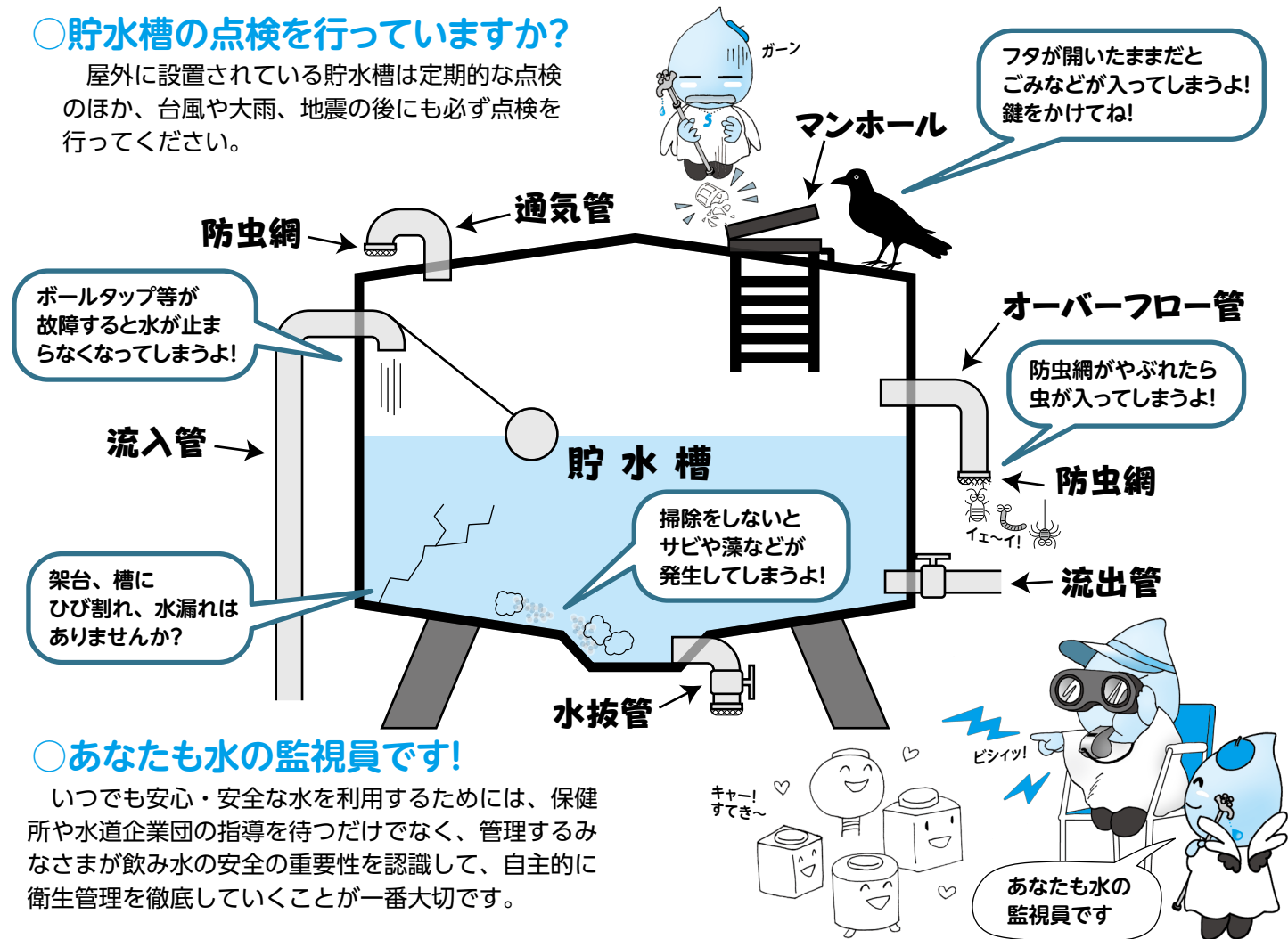
汚水や害虫が入らなくても貯水槽は少しずつ汚れていきますので、貯水槽は少なくとも**年に1回は清掃**してください。

○日常的な水質の確認を行っていますか?

水の色、濁り、におい、味のチェックを行ってください。また、少なくとも年に1回は専門機関に水質検査を依頼してください。

○貯水槽の点検を行っていますか?

屋外に設置されている貯水槽は定期的な点検のほか、台風や大雨、地震の後にも必ず点検を行ってください。



○あなたも水の監視員です!

いつでも安心・安全な水を利用するためには、保健所や水道企業団の指導を待つだけでなく、管理するみなさまが飲み水の安全の重要性を認識して、自主的に衛生管理を徹底していくことが一番大切です。

平成23年度の情報公開制度と個人情報保護制度の実施状況をお知らせします

💧 情報公開制度

企業長	公開	1件
	一部公開	1件

※他の実施機関への請求はありませんでした。

💧 個人情報保護制度

※請求はありませんでした。

応急給水訓練を実施しました

地震、事故等に伴う断水を想定した応急給水訓練を実施しました。

訓練は、いざという時に加圧式給水タンク車の操作や仮設給水栓の設置等が誰でも行えるよう、事務部門の職員も含めて行いました。

また、この他営業時間外における災害発生を想定した参集訓練も実施しました。



平成23年度の業務状況をお知らせします

水道企業団は、お客さまからお支払いいただいた水道料金で事業に必要な経費をまかなう**独立採算**で経営しています。税金を使うことがふさわしくないのは、使用量に応じてその経費を負担していただく**受益者負担**のほうが公平であるからです。そして、企業である以上は効率的な経営が求められるため、経営状況をはじめ、資産（お金・施設など）や負債などを正確に把握するために、**公営企業会計方式**が義務付けられています。毎年度の決算時には、損益計算書や貸借対照表といった民間企業と同様の財務諸表を作成しています。



今回は、平成23年度水道事業会計の決算をグラフにまとめてお知らせします。

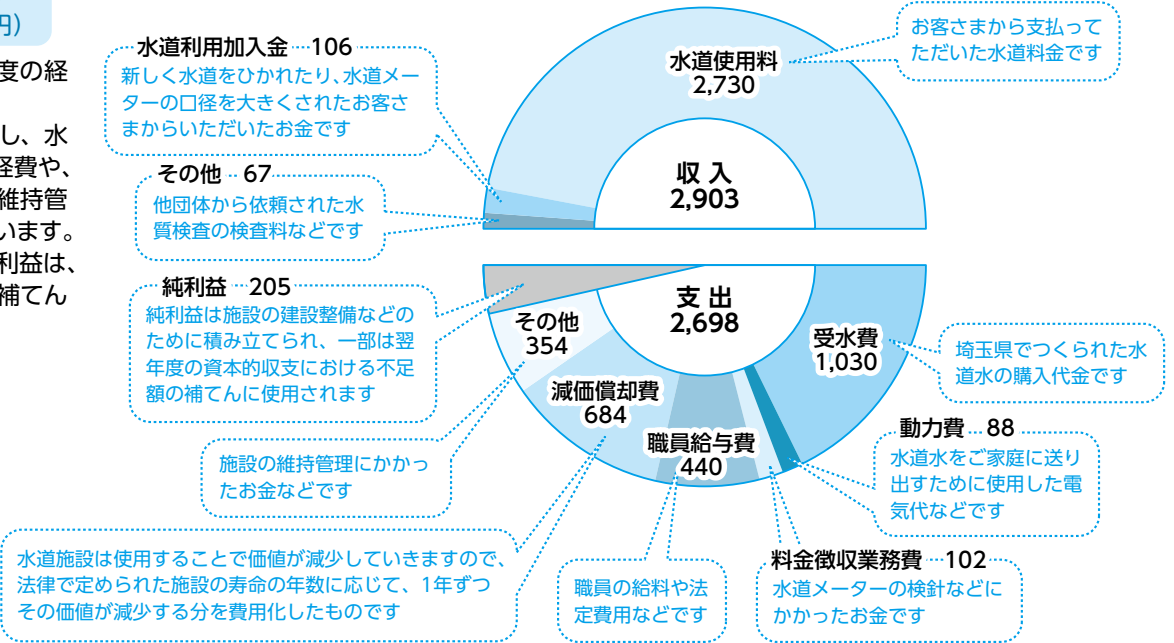
収益的収支

消費税抜(単位…百万円)

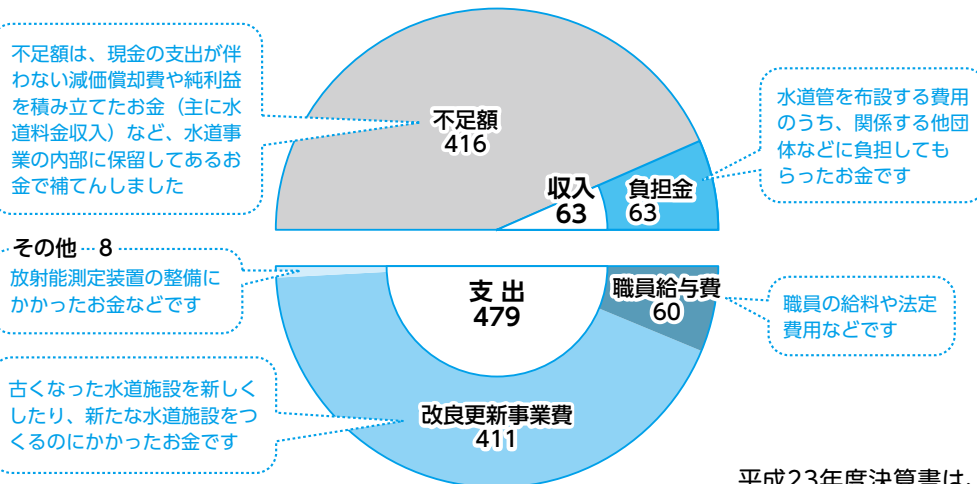
収益的収支は、1事業年度の経営成績を表しています。

水道料金を主な収入源とし、水道水をつくるために必要な経費や、水道管など水を配る施設の維持管理に必要な経費を支出しています。

収入と費用の差である純利益は、設備投資で生じた不足額の補てんなどに使用されます。



水道施設は使用することで価値が減少していきますので、法律で定められた施設の寿命の年数に応じて、1年ずつその価値が減少する分を費用化したものです



資本的収支

消費税込(単位…百万円)

資本的収支は、お客さまに安全な水を安定してお届けするため、古くなった水道施設の取りかえや新たな施設の建設を行うための支出と、これをまかなう収入のことです。

平成23年度における収入は負担金のみですが、支出の約80%は水道料金収入などをあてています。

平成23年度決算書は、水道企業団ホームページに掲載しています。



安心・安全 組合のホームドクターがうかがいます

水もれ 水・お湯・排水管

つまり 排水管・便器

リフォーム 台所・浴室等



坂戸、鶴ヶ島水道企業団漏水修繕受託業者

坂戸鶴ヶ島管工事協同組合

TEL (049) 298-6238 FAX (049) 298-6239

HP <http://sakaturukankouji.web.fc2.com>

水もれ・つまり・漏水調査・水回り・その他、お困りの修理は信頼できる指定業者の組合にお電話ください

基幹水道構造物の耐震化工事を実施しています

基幹水道構造物とは、管路を除いた配水池や浄水場などの水道施設だよ!



水道企業団の基幹水道構造物は、昭和45年度から平成6年度にかけて建設されましたが、これらに対して平成20年度に耐震診断を実施したところ、すべての基幹水道構造物が、レベル2地震動^{※1}における耐震性能を確保していないことがわかりました。このため、平成24年度から平成30年度にかけて、災害時に応急給水活動の拠点となる配水池から、優先度に応じて耐震化工事を実施していきます。

平成24年度は、基幹水道構造物の中で、最も重要な施設のひとつである鶴ヶ島浄水場の第1PC配水池（有効容量：8,400m³ ^{※2}）の基礎杭を増設し、コンクリート底版を増設・増厚する耐震化工事を行っています。



第1PC配水池耐震化工事の様子

なお、耐震化工事費の一部にあてるため、国に補助金を要望していきます（ただし、今後の国庫補助制度の改正によっては、対象にならない場合があります。）。

また、水道企業団では、平成19年度以降に新しく布設したすべての配水管で、耐震性に優れた管を採用しています。

- ※1 現在から将来にわたって、対象地点で想定される最大級の強さをもつ地震動レベルです。平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書によると、坂戸市と鶴ヶ島市では、今後想定される地震のうち、深谷断層による地震（マグニチュード7.5）が最も被害が大きいとされています。
- ※2 8,400m³は、25mプール（360m³）約23杯分の容量です。



～水と雨乞い～

去る8月5日、鶴ヶ島市内で4年に一度の「脚折雨乞」が行われました。昔は日照りが続いて水不足になると、降雨を願って、各地で色々な雨乞いが行われたそうです。

雨が降らないと、水道にも大きな影響を及ぼします。さかつるの水道水は約80%が荒川や利根川の水からつくられていますが、この水は上流にあるダムから流れてきています。そのため、日照りが続いてダムの水が干上がってしまうと、水道水もつくれなくなってしまいます。水不足の深刻な地域では、水道局の職員がダムに行って、雨乞いを行うところもあります。



脚折雨乞 ～龍神池入りの様子～

クロスワードクイズ

タテのカギ

- 1 何も混ぜないお湯のことを○○といひます
※○○は水そのものの味を感じますので、水道水の残留塩素が気になる方は、しばらく沸騰させることで塩素を除去することができます。ただし、塩素を除去すると病原菌等に対する消毒効果が失われるため、お早めにお飲みください。
- 2 秋の収穫を祝う○○○
- 3 食欲の秋、ご飯をお茶碗にたくさん○○
- 4 美しい花ですがトゲがあります
- 5 世界有数の電気街の略称、人気アイドルが誕生しました
- 6 木の幹から分かれ出た茎のこと
- 8 雨が降るとさすもの、雨がっぱを着ているさかつるちゃんには不要かな？

ヨコのカギ

- 1 秋から冬にかけての風物詩、蒸かしたり焼いたりすると甘みが増します
- 4 誰もが暮らしやすい○○○フリーの環境づくり
- 6 水の中の酸素を血液中に取り込み、二酸化炭素を放出する○○呼吸
- 7 水が蒸発したり、沸騰したりすること
- 9 さかつるちゃんの背中に生えているもの

カギをヒントに、すべてのワクをうめてください。水色のワクに入った文字を並び替えると、ひとつの言葉になります。正解は、本広報紙2ページ下の余白にあります。また、それぞれのカギの答えは水道企業団ホームページをご覧ください。



1		2		3
	4		5	
6			7	8
		9		

お問合せ・ご連絡先は…

水道の開始、中止、名義変更、口座振替、使用水量、水道料金などに関すること
☎ 283-1953 受託者 第一環境(株)
受付時間 平日8時30分～17時00分

道路上で漏水を発見した場合などの緊急連絡先
☎ 285-8178 施設課
※営業時間外は☎285-8138 鶴ヶ島浄水場

本広報紙の掲載内容に関するお問合せ窓口
☎ 283-1957 庶務課
受付時間 平日8時30分～17時00分

編集・発行

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
〒350-0214 坂戸市千代田一丁目1番16号
☎ 049-283-1951 (代表)
☎ 049-289-1733
🌐 <http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>
営業時間 平日8時30分～17時00分
(12月29日～1月3日を除く。)



この広報紙は、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。